

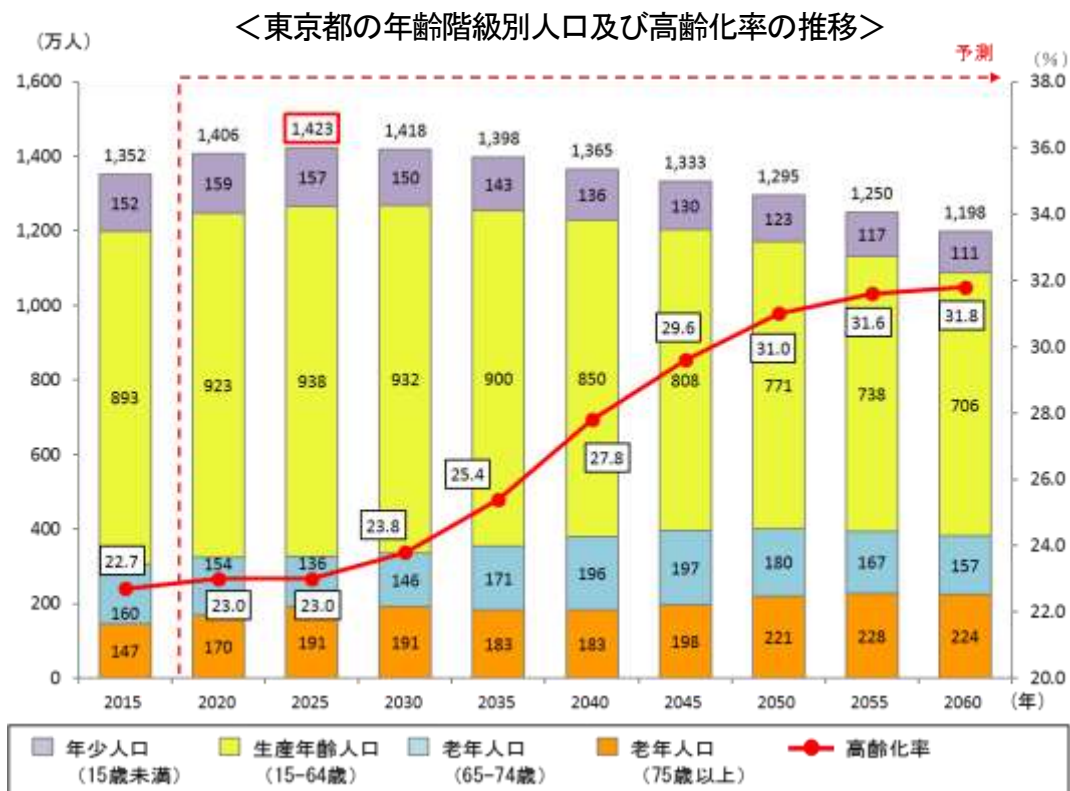
第2章

地域を取り巻く現状

第1節 人口・世帯等の状況

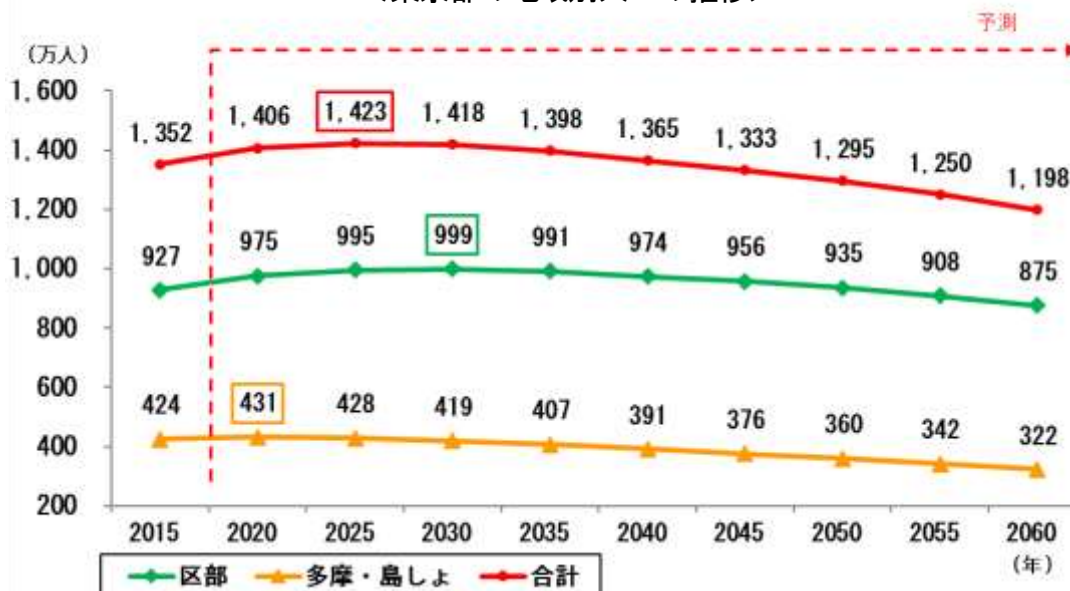
(1) 東京都の人口及び高齢化率の推移・将来推計

- 東京都の人口は、今後もしばらく増加を続け、2025年に1,423万人でピークを迎え、その後、減少に転じると見込まれます。
- また、年齢3区分別に見ると、年少人口（0～14歳）は2020年まで、生産年齢人口（15～64歳）は2025年まで増加を続け、その後減少に転じると見込まれます。
- 一方、老年人口（65歳以上）は、年々増加することが予測され、2015年には高齢化率が22.7%であったところ、2060年には31.8%となると見込まれます。特に、75歳以上人口は2030年に一度ピークを迎えた後、2055年にかけて再び増加すると見込まれます。



- 地域別で見ると、区部では2030年に999万人、多摩・島しょでは2020年に431万人となり、それぞれ人口のピークを迎えると予測されます。団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる2025年が都における人口の転換点になると見込まれます。

＜東京都の地域別人口の推移＞

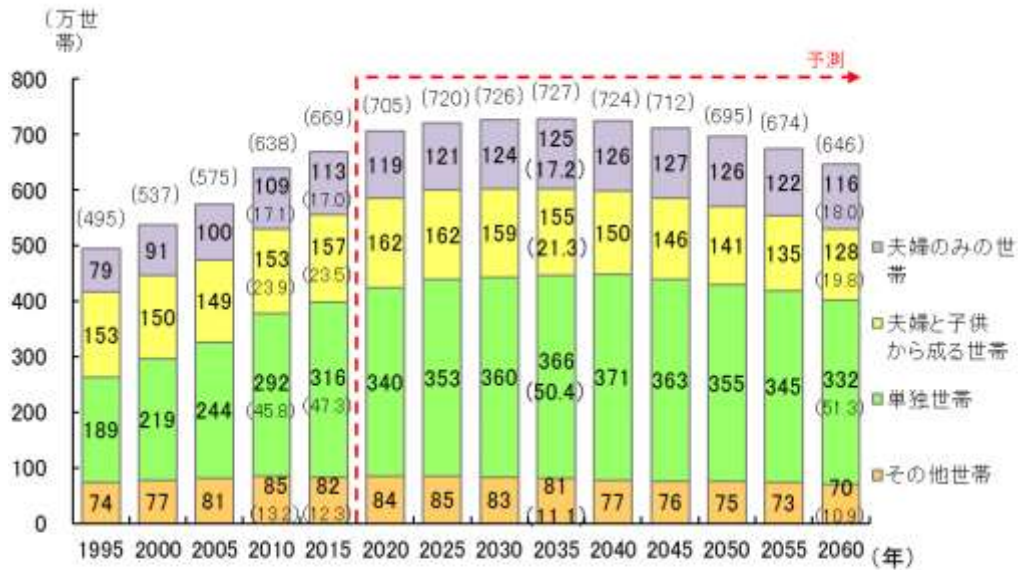


資料: 「国勢調査」(総務省)等より作成
備考: 2020年以降は東京都政策企画局による推計

(2) 東京都の世帯数の推移・将来推計

- 東京都の一般世帯数は、2015年の669万世帯から、2035年には727万世帯まで増加し、その後、人口減少の影響により2060年には646万世帯まで減少すると見込まれます。
- 世帯数に占める家族類型別の割合を見ると、2035年には全世帯のうち単独世帯が初めて50%を超え、2060年には全世帯のうち単独世帯が51.3%となる見込みです。一方、夫婦のみの世帯は2060年には18.0%となり、2015年に比べ割合が上昇しますが、夫婦と子供から成る世帯の割合は、2015年の23.5%から2060年には19.8%へと低下します。

<東京都の世帯類型別の世帯数の推移>



資料:「国勢調査」(総務省)等より作成

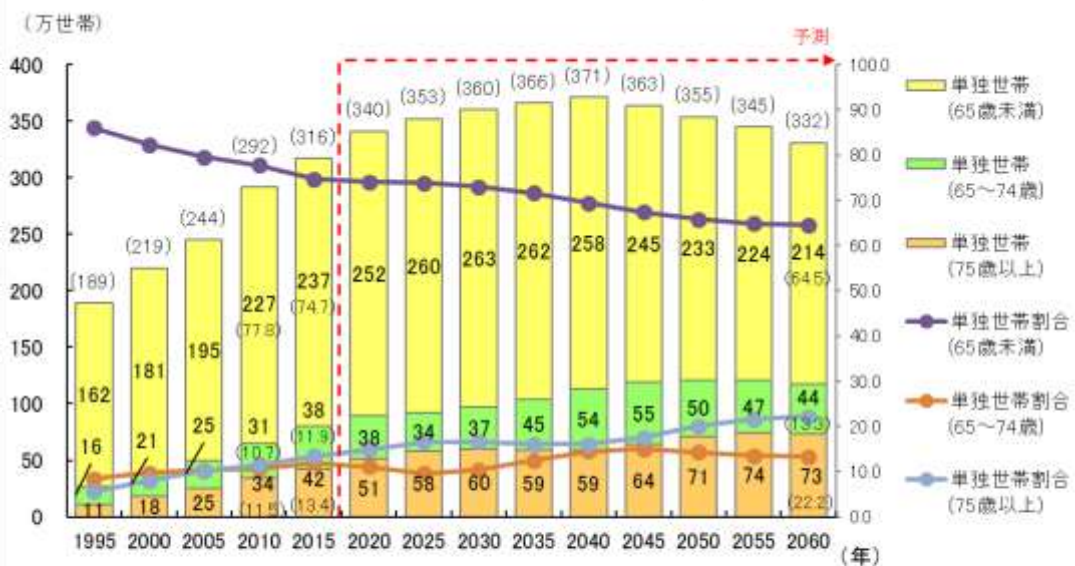
備考: 1. 2020年以降は東京都政策企画局による推計

2. 内訳の()内の数字は世帯数に占める割合

3. 四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある

○ 65歳以上の単身世帯に、世帯主の年齢が65歳以上の夫婦のみの世帯を合わせた世帯数は、2015年の136万世帯から、2060年には187万世帯になり、全世界の約3割が、高齢者の一人暮らしや二人暮らしによって占められることとなります。

<東京都の世帯主の年齢階級別の単身世帯数の推移>



資料:「国勢調査」(総務省)等より作成

備考: 1. 2020年以降は東京都政策企画局による推計

2. 内訳の()内の数字は世帯数に占める割合

3. 四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある

(3) 生活保護受給率及び受給世帯数の推移

- 東京都の生活保護受給率は近年横ばいとなっていますが、令和元年は20.5%と、依然として全国平均を大きく上回っています。また、受給世帯数は年々微減傾向にあり、令和元年には約23万2千世帯となっています。
- 世帯類型別では、高齢者世帯が増加しており、令和元年には被保護世帯の54.9%を占めています。特に単身の高齢者世帯の伸びが著しくなっています。



資料:「福祉・衛生 統計年報」(東京都福祉保健局)、「被保護者調査」(厚生労働省)より作成

(4) 相対的貧困率の推移 (全国)

- 全国の相対的貧困率¹は、平成30年において15.4%と、国民の6人に1人が相対的貧困の状況にあります。全国の子供の相対的貧困率は、平成30年において13.5%と、前回調査した平成27年の13.9%から減少していますが、依然として7人に1人の子供が相対的貧困の状況にあります。
- なお、OECDの所得定義の新基準(可処分所得の算出に用いる拠出金の中に、新たに自動車税等及び企業年金を追加)に基づき算出した「相対的貧困率」は15.7%、「子どもの貧困率」は14.0%となっています。

¹ 国民の所得格差を表す指標で、所得が全国民の所得の中央値の半分に満たない国民の割合を指す。



資料:「令和元年 国民生活基礎調査」(厚生労働省)より作成

(注) 1. 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2. 平成27年の数値は、熊本県を除いたものである。

3. 平成30年の新基準は、平成27年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。

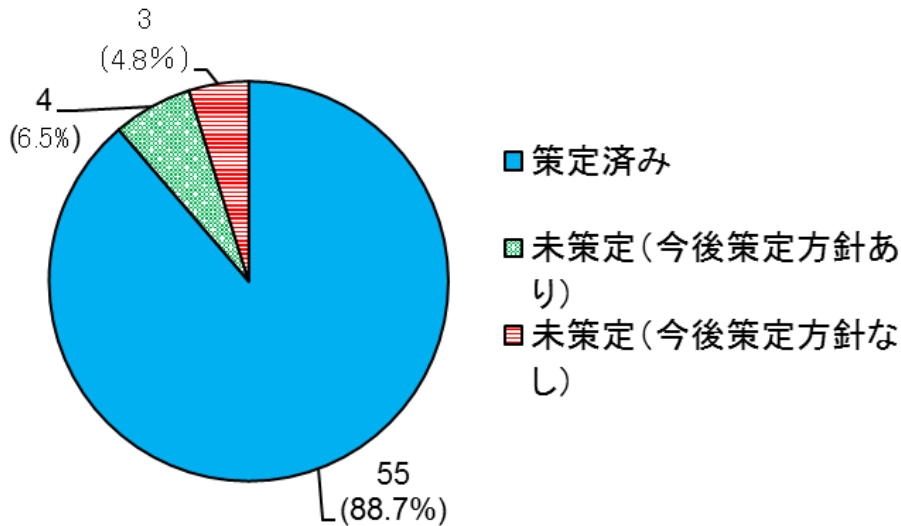
4. 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

第2節 区市町村における地域福祉計画の策定状況等

(1) 地域福祉計画の策定状況

- 都内62区市町村における地域福祉計画の策定状況は、「策定済み」が55自治体(88.7%)、「未策定」が7自治体(11.3%)となっています。
- 「未策定」のうち、4自治体は、今後、計画策定の「方針あり」と回答しています。
- 計画策定の「方針なし」の自治体は、その理由として、「現在、策定に向け検討中」、「マンパワー不足により策定が困難」などとしています。

＜都内区市町村における地域福祉計画策定状況＞



資料:東京都福祉保健局調べ(令和3年4月)

- 計画を策定している55自治体のうち、地域福祉計画を単独の計画として策定しているのは20区市町村、自治体の総合計画など他計画と合本して策定しているのは35区市町村となっています。
- 計画を策定している多くの自治体が、現行計画の改定又は次期計画の策定を予定しており、共生型サービスの推進、住宅確保要配慮者²の居住支援、生活困窮者対策等については、次期計画で対応するとしています。
- 計画の記載内容については、「社会福祉協議会との連携に関する事項」及び「福祉サービスの質の向上に関する事項」については地域福祉計画を策定しているすべての区市町村（55自治体）で記載をしています。そのほか、多く見られた項目として、「災害時要援護者対策に関する事項」、「権利擁護に関する事項（成年後見制度等）」、「ボランティア、市民活動の育成・活性化に関する事項」については、いずれも53自治体が地域福祉計画に盛り込んでいます。
- 26区市町において、地域福祉計画の策定における圏域を設定しています。

² 低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育している者その他住宅の確保に特に配慮を要する者

- また、地域福祉計画の進行管理のため、38区市町で地域福祉計画の推進委員会を設置しているほか、26区市町では独自に評価指標を設定し、地域福祉計画の進行管理を行っています。

(2) 区市町村における地域福祉の推進の取組

- 社会福祉法第106条の3により区市町村の努力義務となっている包括的な支援体制の整備の状況について、住民による主体的な地域課題の解決に向けた体制の整備として、地域住民の参加を促す活動を行う者（地域福祉コーディネーター等）への支援を行っている自治体が43自治体、地域住民等が相互交流を図ることが出来る拠点（多世代交流拠点等）を整備している自治体が30自治体あります。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年以降、地域住民による様々な活動は大きな打撃を受け、多くの活動が停止を余儀なくされましたが、感染予防策の徹底に加え、人数制限を設け感染の危険性が低い活動へ切り替えたり、プログラムは中止しつつ交流拠点だけは解放し続け居場所としての機能を守る等、様々な運営上の工夫を行って、活動を継続している団体が多くあります。また、オンラインを活用した活動を新たに始めた自治体もあるなど、コロナ禍においても様々な試行錯誤を行い、工夫を重ねながら、地域の活動を継続しています。
- 同じく包括的な支援体制の整備の取組として、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に32自治体が取り組んでいるほか、多機関の協働による包括的な支援体制の整備に40自治体が取り組んでいる状況です。
- 区市町村が地域福祉を推進していくにあたって課題と考えていることについて、都市部を中心に地域活動への無関心や町会・自治会の加入者の減少、従来からの地域活動の担い手の高齢化、コミュニティの希薄化などの地域社会を取り巻く状況の変化について挙げられているほか、コロナ禍による生活様式の変化に伴って顕在化した新たな生活課題への支援の検討や、単独の支援機関のみでは対応が難しい複雑化・複合化した課題の増加、複数の支援機関が連携して支援にあたる際の個人情報扱いといった制度面、区市町村における専門人材の確保の問題など、様々な視点から課題が挙げられています。